

平成29年陸別町議会6月定例会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成29年6月15日	午前10時00分	議長	宮川 寛	
	散会	平成29年6月15日	午後2時18分	議長	宮川 寛	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	久保広幸	○			
凡例	3	多胡裕司	○			
○ 出席を示す	4	本田 学	○			
▲ 欠席を示す	5	山本厚一	○			
× 不応招を示す	6	渡辺三義	○			
▲㊟ 公務欠席を示す	7	谷 郁 司	○			
会議録署名議員	渡辺三義		谷 郁 司			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			主任主査 吉田利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆	教育長	野下純一		
	監査委員	飯尾清	農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木敏治	会計管理者	阿部 博		
	総務課長	早坂政志	町民課長	芳賀 均		
	産業振興課長	副島俊樹	建設課長	高橋 豊		
	保健福祉センター次長	丹野景広	国保児童診療所事務長	（丹野景広）		
	総務課参事	高橋直人	総務課主幹	空井猛壽		
教育長の委任を受けて出席した者の職指名	教委次長	有田勝彦				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第33号	農業委員会委員の任命について
4	議案第34号	農業委員会委員の任命について
5	議案第35号	農業委員会委員の任命について
6	議案第36号	農業委員会委員の任命について
7	議案第37号	農業委員会委員の任命について
8	議案第38号	農業委員会委員の任命について
9	議案第39号	農業委員会委員の任命について
10	議案第41号	農業委員会委員の任命について
11	議案第42号	農業委員会委員の任命について
12	議案第40号	農業委員会委員の任命について
13	議案第43号	陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
14	議案第44号	十勝環境複合事務組合理約の変更について
15	議案第45号	十勝環境複合事務組合の解散について
16	議案第46号	十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について
17	議案第47号	十勝圏複合事務組合理約の変更について
18	議案第48号	陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例
19	議案第49号	陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
20	議案第50号	陸別町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
21	議案第51号	平成29年度陸別町一般会計補正予算（第3号）
22	議案第52号	平成29年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
23	議案第53号	平成29年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
24	議案第54号	平成29年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（吉田 功君） 御起立願います。おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

御着席ください。

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成29年陸別町議会6月定例会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係の諸般の報告については、諸般報告つづりのおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 5月29日、第3回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしてる書面のとおりの内容ですが、口頭で3件御報告申し上げます。

1点目は、平成31年度以降のごみ処理体制についてであります。

さきの第2回臨時会で報告いたしました平成31年度以降のごみ処理の一部を十勝環境複合事務組合で共同処理することにつきまして、今月中に3町の表明が出そろって見通しとなりました。このことによりまして、3町の町長がそろって7月4日午後2時半から、十勝環境複合事務組合へ正式に共同処理事務の追加にかかわる要請を行うこととなりましたので、御報告いたします。

今後は分別、収集等の細部につきまして検討を進めてまいります。一定の節目におい

て議会の皆様に報告、相談をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

2点目は、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の賦課徴収の誤りについてであります。

さきの議員協議会で報告しておりましたが、当初、更正額を確定後に補正予算をお願いしてから還付等の手続を行う予定としておりましたが、他市町等の動向に合わせて速やかに対応すべきとの判断から、予備費を活用して手続を進めました。

担当者が、対象者のお宅を訪問して説明とおわびを申し上げ、還付につきましては昨日14日に振込により完了しておりますことを御報告申し上げます。

なお、今回確定した更正額を申し上げます。後期高齢者医療保険料ですが、還付対象者5世帯6件11万6,400円、追加徴収対象者1世帯1件4万3,700円、国民健康保険税が還付対象者10世帯14件77万8,600円、追加徴収対象者1世帯1件3万2,600円、以上であります。

3点目は、6月1日現在の農作物生育状況についてであります。

平成29年6月1日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所調べによる農作物生育状況について報告いたします。

本年の気象経過は、4月は中旬から下旬にかけて一時低温の時期がありましたが、5月に入り気温は高く推移しました。5月下旬以降は曇天と断続的な降雨があり、気温も平年に比べて低い状態が続いています。

デントコーンは、播種作業は平年並みに始まりましたが、5月下旬の天候不順により、播種はややおくれました。その後も低温とやや日照不足の状況にあり、成育はややおくれ気味であります。

牧草は、萌芽期が平年より3日おくれましたが、その後は5月上旬から中旬にかけての好天により、生育は順調に推移しています。一番草の収穫は、平年並みになるものと思われれます。

てん菜は、播種作業はややおくれましたが、その後の成育は順調です。

秋まき小麦は、草丈、莖数ともに平年を上回り、成育は平年に比べ三、四日程度進んでおりましたが、5月下旬以降の曇天、低温により平年並みとなってきております。

なお、お手元に配付しております事業、業務、工事等の発注一覧につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、行政報告を終わります。

◎教育関係行政報告

○議長（宮川 寛君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申し出があります。

野下教育長。

○教育長（野下純一君）〔登壇〕 3月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

まず、書面の中から1点御報告いたします。

3月28日に陸別町教職員離任式を、4月5日には平成29年度陸別町教職員着任式を挙行いたしました。着任式では、4月1日付教職員人事異動によりまして、新しく陸別小学校に着任されました緑川教頭、西藤教諭、高橋教諭、那須野教諭、佐々木教諭に対し、また、陸別中学校に着任されました高山校長、及川教諭、中村教諭、佐藤教諭の9名に対しまして、北海道教育委員会からの辞令を交付いたしました。着任されました9名の教職員には、陸別での御活躍を期待申し上げたところであります。

なお、本年度の教職員の数は、陸別小学校が17名、陸別中学校が16名となっております。

次に、口頭で3点報告申し上げます。

1点目は、平成29年6月1日現在の児童生徒数について報告いたします。

陸別小学校は10学級で、普通学級が6、特別支援学級が4であります。児童数は103人です。内訳は、1学年が19人で普通学級17人、特別支援学級が2人です。2学年は14人です。3学年は24人で普通学級21人、特別支援学級3人です。4学年は16人で普通学級15人特別支援学級1人です。5学年は14人です。6学年は16人で普通学級14人、特別支援学級が2人です。

陸別中学校は、6学級で普通学級が3、特別支援学級が3であります。生徒数は44人です。内訳は、1学年が14人で普通学級13人、特別支援学級1人です。2学年は13人で普通学級12人、特別支援学級1人です。3学年は17人で普通学級14人、特別支援学級3人です。以上が、児童生徒数であります。

2点目は、平成29年3月、中学校卒業生の進路状況について報告いたします。

卒業生は21人であり、全員が高等学校進学であります。進学先の内訳につきましては、足寄高校が7人、本別高校が1人、管内の高校が5人、管外の高校が8人です。以上が進路状況であります。

3点目ですが、陸別小学校児童にかかわる交通事故についてであります。

5月29日午後1時15分ころ、陸別小学校1年生の女子児童が下校中、新町の国道242号線の手押し信号のある横断歩道を歩行者側の信号が青になったのを確認した後に渡り始めたところ、北見方面から来た軽自動車にはねられるという事故が発生いたしました。児童は頸椎捻挫全治1カ月の診断を受け、通院による治療を行っております。運動は控えなければなりません、座学は受けられる状態です。

今回の事故は、児童には法的過失は一切ありませんでしたが、重大事故になりかねない状況でありました。自分がしっかりルールを守っていても、命にかかわる事故に遭うことがあること、そして安全を確認して横断歩道を渡り始めることなど、改めて指導をしたところであります。

安全な道路はどこにもありませんが、特に242号線など、交通量がふえておりますので、平時から事故防止のため、子供ばかりではなく自分事として、町民の皆様におかれましても注意励行をいただくようお願い申し上げます。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告にかかわる一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

次の日程に入る前に申し上げます。

本日と明日、陸別中学校の生徒及び教諭が傍聴に来られる予定となっておりますが、広報に使用するため、広報担当職員による写真撮影を議長により会議規則第103条の規定に基づき許可しておりますので、御了承願います。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、6番渡辺議員、7番谷議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、6月12日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕平成29年陸別町議会6月定例会の運営について、6月12日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告申し上げます。

今定例会において町長から事前に配付のありました議案は、農業委員会委員の任命について10件、計画、規約の変更等5件、条例の改正3件、補正予算4会計の合わせて22件であります。議会関係では、一般質問4名、意見書案2件、発議案1件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案等の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りをしております予定表のとおり、本日から6月19日までの5日間とすることに決

定をいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のもの等については、一括して行うことにいたしました。まず、議案第33号から第42号までの農業委員会委員の任命についての件であります。本件につきましては、議員の除斥に該当する議案が含まれておりますことから、議案第40号を除く議案第33号から第39号まで及び第41号、第42号について提案理由の説明から質疑までを一括して行い、採決はそれぞれ議案ごとに行うことにいたしました。議案第40号は、単独議案として上程となります。

次に、議案第44号から第46号までの十勝環境複合事務組合に関する3件であります。相互に関連すると認められることから、提案理由の説明、質疑、討論までを一括することとし、採決はそれぞれ議案ごとに行うことにいたしました。

次に、議案第51号から第54号までの各会計補正予算についてであります。従前の例と同様に提案理由の説明を一括して受けることとし、質疑、討論、採決は、それぞれ各会計、議案ごとに行うことにいたしますので、御了承をお願いいたします。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

なお、6月19日につきましては、予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り会議を開くことに決定をいたしました。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本日から6月19日までの5日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月19日までの5日間とすることに決定しました。

次にお諮りします。

一括議題等の会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

-
- | | |
|-------|----------------------|
| ◎日程第3 | 議案第33号農業委員会委員の任命について |
| ◎日程第4 | 議案第34号農業委員会委員の任命について |
| ◎日程第5 | 議案第35号農業委員会委員の任命について |
| ◎日程第6 | 議案第36号農業委員会委員の任命について |
| ◎日程第7 | 議案第37号農業委員会委員の任命について |
| ◎日程第8 | 議案第38号農業委員会委員の任命について |

- ◎日程第 9 議案第 3 9 号農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 1 0 議案第 4 1 号農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 1 1 議案第 4 2 号農業委員会委員の任命について
-

○議長（宮川 寛君） 日程第 3 議案第 3 3 号から日程第 1 1 議案第 4 2 号農業委員会委員の任命についてを一括議題とします。

なお、議案第 4 0 号については、本案採決後、単独議案となりますので、あらかじめ御了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 0 時 1 8 分

再開 午前 1 0 時 1 8 分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 3 3 号から第 3 9 号まで、議案第 4 1 号及び第 4 2 号の提案説明をいたしたいと思えます。

提案理由は、現委員が平成 2 9 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、任命しようとするものであります。

議案第 3 3 号農業委員会委員の任命についてですが、次の者を陸別町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めらるものであります。

住所、陸別町字トマム幹線 6 9 番地。

氏名、川初博司。

生年月日、昭和 2 5 年 2 月 2 3 日、満 6 7 歳。

続きまして、議案第 3 4 号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字トマム南 3 線 9 8 番地。

氏名、藤澤良一。

生年月日、昭和 2 6 年 4 月 1 日、満 6 6 歳。

続きまして、議案第 3 5 号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字トマム 2 番地 1 1 5。

氏名、石田功。

生年月日、昭和 2 5 年 1 0 月 5 日、満 6 6 歳。

続きまして、議案第 3 6 号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字上利別原野東 1 線 2 2 2 番地。

氏名、佐藤直人。

生年月日、昭和 3 7 年 1 0 月 9 日、満 5 4 歳。

続きまして、議案第 37 号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字陸別 16 番地。

氏名、原田利則。

生年月日、昭和 32 年 1 月 14 日、満 60 歳。

続きまして、議案第 38 号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字陸別原野分線 4 番地 37。

氏名、工藤哲男。

生年月日、昭和 32 年 10 月 23 日、満 59 歳。

続きまして、議案第 39 号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字陸別 150 番地 3。

氏名、富田郁恵。

生年月日、昭和 57 年 1 月 12 日、満 35 歳。

続きまして、議案第 41 号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字林内 8 番地。

氏名、三品博。

生年月日、昭和 35 年 8 月 20 日、満 56 歳。

続きまして、議案第 42 号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字トマム北 1 線 6 番地。

氏名、高田信一。

生年月日、昭和 27 年 8 月 19 日、満 64 歳。

以上であります。説明資料につきまして、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、資料について御説明申し上げたいと思いますが、説明資料のナンバー 1-1 をお開きください。

この資料は、農業委員会委員の任命に関する資料ということで、選任に至るまでの経過を資料として記載をしております。なお、現農業委員の任期は、本年の 7 月 19 日までとなっております。

農業委員会委員の選任までの経過ということですが、昨年 9 月 4 日に農業委員会等に関する法律の一部改正の公布がございました。

12 月 13 日、12 月定例町議会ですけれども、ここで農業委員会委員の定数に関する条例の議決をいただいております。定員は 10 名であります。

年が明けまして、3 月 24 日に陸別町農業委員会委員の募集を開始しております。募集期間は 3 月 24 日から 4 月 24 日までの 1 カ月間、3 月 17 日に町内回覧と町のホームページで周知をしております。

4 月 10 日に委員の推薦及び応募状況の公表、これは中間公表でありますけれども、団

体からの推薦1名について公表しております。

4月25日、委員の推薦及び応募状況の公表ということで、最終公表になりますが、地区・全域からの推薦7名、団体からの推薦1名、一般応募2名、10名の応募なり推薦がございました。つまり、定数10名に対して10名の推薦、あるいは応募があったということでもあります。

5月21日ですが、町長から陸別町農業委員候補者評価委員会に対し、諮問がございました。陸別町農業委員会委員に推薦及び応募のあった者の評価についてということでもあります。

法律の条項の中で、まず第1点目は、第9条の第2項でありますけれども、市町村は推薦を受けた者、募集に応募した者に関する情報の整理、公表をすること、それから第9条第3項ですが、市町村長は推薦及び募集の結果を尊重しなければならないと、一応法律上に規定がございます。この中で、応募のあった方、あるいは推薦のあった方10名ですが、法律上は農業委員の過半数は認定農業者でなければならないという規定がございます。今回認定農業者は6名でございますので、過半数で法的には問題ないと。それから、中立委員は1名以上ということでもあります。それで、今回応募のあった方1名が中立委員と、あと努力目標として女性、青年の登用ということがございます。今回、応募者の中に女性1名がございます。

5月26日に農業委員会委員候補者評価委員会を開催しております。推薦及び応募のあった方10名について、慎重審議の結果、委員への選任については適当であると、そのように町長に答申があり、本日の議会の提案になっております。

なお、この評価委員会に関する資料は、議会からの要請に基づく資料ということで、追加でお手元に配付していると思います。

それでは、修正資料になりますが1-2をお開きいただきたいと思います。お手元に修正版ということで配付をさせていただいております。これについて御説明を申し上げたいと思います。

修正版1-2であります。どこが修正になったかといいますと、一番右側の上段の推薦及び応募の理由、この「及び応募」を今回追加しております。

それと、1-3になりますが、同じく推薦及び応募の理由ということで、「及び応募」を今回修正しております。それと1-3ですが、議案第38号と議案第39号、これについては事前に配付した資料では応募の動機が記載になっておりませんでしたので、今回2名とも陸別町の酪農の発展のためという応募の理由がございましたので、今回追加をして修正をさせていただいております。

1-2にお戻りください。

議案第33号ですが、川初博司さん、67歳男性、農業であります。経歴につきましては、農業委員として昭和62年から平成11年まで、また、平成26年から現在まで農業委員であります。あわせて陸別町農協の理事でございます。認定農業者ではございませ

ん。推薦になります。区分としては団体推薦。推薦者は、名称、陸別町農業協同組合、西岡筆頭理事組合長名での推薦になります。理由としては、豊富な農業経験や公職、団体役員等を歴任し、高い見識を有しているという内容であります。

議案第34号、藤澤良一さん、66歳男性、農業であります。経歴は、農家歴48年ということで、認定農業者でございます。地区推薦は上斗満区域でして、農業経験や識見を有する方、推薦届け者の代表者氏名は高橋優二さんでございます。

それから、議案第35号、石田功さん、66歳男性、農業であります。16歳から農業に従事されまして、北海道指導農業士を平成8年から平成24年まで歴任されております。認定農業者ではございません。地区推薦は、苫務区域であります。理由は、豊富な農業経験、高い識見も理由であります。推薦届け者の代表氏名は櫻井貞男さんでございます。

議案第36号、佐藤直人さん、54歳男性、農業であります。現職の農業委員でありまして、平成23年から現在まで農業委員でございます。認定農業者でございます。地区推薦はトラリ区域、推薦届け者の代表者は上村昭夫さんです。農業委員2期の経験から、適しているということでもあります。

議案第37号、原田利則さん、60歳男性、農業であります。昭和50年から農業に従事されておられまして、認定農業者でございます。地区推薦は上陸別区域でして、推薦届け者の代表は森光吉さんでございます。農業経験や識見を有するという内容であります。

1-3になります。

議案第38号、工藤哲男さん、59歳であります。男性、職業は会社員であります。陸別町農業協同組合に昭和51年から平成5年まで在職しておられましたが、平成5年5月から株式会社ナスアグリサービスに勤めている方でございます。ちなみに、工藤さんは平成19年から平成26年度まで8年間、元町自治会の会長も務められておりました。応募は一般でありまして、陸別町酪農発展のためとの理由でございます。

それから、議案第39号、富田郁恵さん、35歳女性、主婦であります。経歴は、株式会社ロンド、高橋歯科小児歯科クリニック、浦幌調剤薬局などに勤務されております。一般応募であります。理由は、陸別町酪農発展のためでございます。

それから、議案第41号、三品博さん、56歳男性、農業。平成17年から現在まで農業委員をされております。認定農業者でございます。地区推薦は小利別区域でして、推薦届け者の代表者は東雲庄司さんでございます。

議案第42号、高田信一さん、64歳男性、農業。平成20年から現在まで農業委員の現職でございます。認定農業者でございます。地区推薦は中斗満区域、推薦届け者の代表者は松浦忠義さんでございます。理由は、陸別町農業委員の経験を生かしていただきたいということでございます。

以上、認定農家が6戸、それから中立委員が1名ということで法的にはクリアしておりますので、今回任命の議案を提出させていただいたところでもあります。

以上で、説明を終わりたいと思います。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

2 番久保議員。

○2 番（久保広幸君） この提案につきましては、新しい制度になりまして初めての取り扱いでありますので、2 点ほど質問させていただきます。

1 点目につきましては、農業委員会委員の任命につきましては、資料 1－1 に選任までの経過が記載されておりますが、それによりますと、募集期間は一般推薦、団体推薦及び一般応募ともにことしの3月24日から4月24日までとして、翌25日には農業委員会等に関する法律の施行規則の規定に基づきまして、応募状況の最終公表を行っております。ただいまの副町長の説明で、必要人数10名に対しまして10名の応募があったということではありますが、ほかの市町村では募集期間中に必要とされる数の候補者がそろわないで、再募集を行ったところもあるように聞いております。当町の場合は、順調に応募されたと、そのように理解してよろしいかであります。

二つ目が、議案第38号及び第39号で提案されております候補者2名につきまして、先ほど説明がありましたが、これは農業委員会等に関する法律に利害関係を有しない委員候補ということで、そのうち1名ということでありましたが、どちらがそれに当たるのかということでもあります。また、このお二人につきましては、みずからの意思で応募されて候補者になられたわけですから、推薦人はおりませんので、採決に当たりまして活動歴等は候補者評価委員会の審査に委ねるしかないわけですが、評価委員会は応募届け出書のみで審査されたのか、この評価委員会の運営規定によりますと、必要に応じては面接の方法も規定されておりますが、そこには至っていないのか、以上2点につきましてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） まず、募集1カ月というのは、法的にもそのようになっておりますので、順調に応募があったと、そのように理解しております。

それから、評価委員会は定数に対して定数と、したがって、まずは一人一人について審議をしました。法的にクリアしているかしていないかという問題、つまり、例えば、認定農家であるかないか、あるいは中立委員であるかないか、そういったことを踏まえて1件1件審議をしまして、推薦書に基づいて全員賛成の中で答申をしたと、そういう内容であります。

利害関係はございません。というのは、法的にはこの第38号については会社員ということで、中立の委員と、そういったことですから、農業に従事をしていないということがまず1点ありますので、それで利害関係を入れない方を一人入れると。そういったことで、第38号の方が利害関係がない方と、そういったことでもあります。

○議長（宮川 寛君） よろしいですか。

ほかに。7 番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 何点か、この農業委員の任命に当たって質問したいと思しますので、よろしくお答え願います。

一つはこの任命、さきの議員も質問していたのですけれども、女性を登用したというか選任したということについて、我々が今度議決するのですけれども、すばらしいことだと私思います。そういった意味で、本人の意思を十分今後生かしていけるようにしてほしいと思うのですけれども、この経歴について、まだちょっとわからない面があるのですけれども、農業関係に、この35年の間にどれほどあったのかということがわかれば説明願います。

それから、この規定が今配付されたのですけれども、規定の中に第4条の2項に農業者の推薦3人以上が連名し、となっているのですけれども、先ほどの説明では代表者と、代表者ということは、あと2名がいるということなののですけれども、その辺について、このような議会の資料の中で説明もいいのですけれども、公表していただけないかと私思うので、あと2名についてお願いします。

それから、第6条の下のほうから3段目ぐらいにあるのですけれども、推薦・募集の状況について、陸別町のホームページ及び掲示板などに推薦・募集期間の中間及び期間を終了後、遅滞なく公表するものというふうになっているのですけれども、ネットとかあるいは掲示板、例えば庁舎前の掲示板、そういうものに公表しなければならないと思うのですけれども、私見た限りでは掲示板には張られていないのですよね。ということは、失念していたのかどうかと。

それから、我々議会の資料に添付されている、今、説明した資料の中にも推薦者の名前がなく、副町長が口頭で説明されたのですけれども、少なくとも公表されなければならないということであれば、議会の中に資料としても明確に推薦者の名前を我々に提示してほしいと思うのですけれども、その辺について失念なら失念でいいのですけれども、今言った掲示板の公表と、我々に対する公表等も説明していただきたいと思います。

それから、農業委員会の会長に一つ質問したいのですけれども、今回、既存の、いわゆる今まで現役でいた人から、新しく5人ほど一般公募も含めてあるのですけれども、その人たちに対する、会長として推薦というか、あるいは候補に選出する場合に、どれほどかかわってきたのかなと、かかわっていなければかかわっていないでもいいのですけれども、その辺のお答えを願いたい。そして、もしかかわりがないとすれば、今回新たに選任している5人について、会長としてどういう評価をしているのか、評価委員会ではメンバーに入っていないので評価しているのか、その辺についてお答えを願います。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、まず、私の方から推薦者の名前についてお答えをしたいと思います。

議案第34号藤澤さんにつきましては、森井英喜さん、平野行広さん。ほか、2人の氏名のみお答えさせていただきます。議案第35号につきましては、坂倉智博さん、古田英

一さん。議案第36号につきましては、庄野良博さん、庄野慧さん。議案第37号につきましては、西岡愛則さん、長屋智嘉司さん。議案第41号につきましては、東雲純一さん、村上昇さん。議案第42号につきましては、佐藤章彦さん、菅野政美さん、以上であります。

続きまして、公表の方法ですけれども、こちらにつきましては法律の施行規則にも基づきまして、インターネット等により速やかに公表というふうになっておりましたので、当町につきましては、ホームページのほうで公表をさせていただいております。その公表の日いち等につきましては、資料にありますように中間報告としまして4月10日、最終報告としまして4月25日にホームページのほうに公表させていただいております。

あと、1点目に質問のありました女性の農業経験につきましては、確認したところでは農業の経験はないということで聞いております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（多胡裕司君） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今回の農業委員会等に関する法律の改正のため、規制改革にあったように、法的に若干変わったということを受けて、私のほうからとしては、3月の総会の段階で、3月24日から4月24日までの間の募集に関しては、地区推薦、地域推薦の方におかれましては肅々と現職の役員のもとにおいて、地域に持ち帰ってきちっと上げてくださいということは指示をいたしました。

それで、今回の女性農業委員、また、利害関係のない一般の公募については、一応新聞等にもあったように、今回の公募の中で非常に女性農業委員の数が少ないということを経済水産省からも指摘を受けまして、当地域においても始まって以来の女性農業委員をなるべく選ばないとならないということで、私のほうで一、二名当たらせていただきました。最初の方については、なかなか仕事上の問題で無理だなということでありました。それで、今回の富田さんにつきましては、私の株式会社シリウスの従業員の奥さんということで、もともと旦那さんは浦幌町で農業をやられた方で、約二百二、三十町の畑作と牧草の販売をしている農家のお嫁さんということであります。それで、陸別町のためにどうかなということで、一応こういう女性の方がいますよということで町長にお話をして、最後は町長のほうから富田郁恵さんについて話をさせていただいて、今回の応募に至ったという経緯でございます。

私もまだ現職の農業委員で、7月19日の段階で私の現職としての任期は切れます。それで、今残された期間は6月の総会、1回を迎えるのみです。

新しい体制につきましては、一応新しくきょう決定した段階で、7月19日の会議を経て、ある程度の役職ポストを決めて、その後の7月の総会にて肅々と進めていくと。また、辞令の交付が町長のほうからありますので、それを受けてきちっとした段階で図って

いきたいと。また、今回現職がおりられたということで、非常に新人が多いということで、これもまたきちっと対応していかないとならないということと、まだ、女性農業委員の仕事が、いまだかつて北海道管内で決まっておられません。本州の場合ですと、北海道は専任農業、向こうは兼任農業ですから、味噌をつくったり豆腐をつくったり、そういう活動をして農業委員会の女性の場を設けているわけなのですけれども、やはり北海道の女性の方の集う場がないということで、先般5月29日に上京した折にいろいろな国会議員の先生にも、そこら辺の、女性農業委員の立場をきちっと評価、把握をしていただきたいということを陳情してまいりました。

それで、一応十勝としては、今回女性農業委員がそんなに誕生しておりません。その中で、きちっとした役割を果たすために、十勝管内の女性の集う場を一つ設けて、全道的に女性の立場というものをどういうことをするのか、例えば学校関係の食育ですとか、そういう方面に女性の場を設けていくのか、いろいろな点で今、北海道農業会議のほうで検討している段階でございます。そこら辺で、まず、女性農業委員が誕生して、それから十勝の農委連としてどういう対応をとるのか、そこら辺も含めて、この女性の農業委員のかかわり方をきちっと示していきたいなと思っております。

また、新しい農業委員に関しては、これから任命、また辞令の交付になると思うのですが、やはりきちっとした立場、中立の立場で闇小作等のないように、本人もないように、そこら辺をきちっとしていますので、また認定農業者でするので、やはり地域とのかかわり方、またこれから恐らく出てくると思うバイオマス等の農地の転用ですとか、いろいろ問題が出てくると思いますので、そこら辺もきちっと地域なりの委員としての対応、それぞれ出てくると思いますので、そこら辺も含めて、新人含めて10名の中できちっとした対応を今後望んでいきたいなと思っております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 答弁ありがとうございます。

私聞いたのは、先ほど言ったように、第6条で掲示板等にとということがホームページだけでいいのかと、それが掲示板に載っていないということは、一般に広く町民に知らせる機会が、簡単にいえばホームページの場合は機械がないと見ることができない、それでは片手落ちじゃないかと思うし、この第6条の中では掲示板等にと、ということは、やっぱり町民に広く知らせると、それと同時に、我々議会に資料として出されていない、口頭で説明があるからそれでいいということで、今3名の推薦者についても聞いた段階で説明していただいたのですけれども、やはりこれは議会として、資料として我々が判断するのに重要なかわりだと思うので、その辺きちっとしてほしいと私思うわけなのですけれども、第40号については次の議題になっているから、そのときにも同じような質問しますので、説明をお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 公表ということで、議員おっしゃっていましたがけれども、

今、広くパソコンが各一般家庭に普及しているというようなことで、法令上もインターネット等の公表と、そういったことでちょっと準じてやりましたけれども、今後は掲示板なども注意して掲示していきたいと思っています。

それと、資料、今回は口頭でしましたけれども、次回以降はそういう公表に準じた様式の資料を配付していきたいと、そのように思っています。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

陸別町議会の運営に関する規準第99条の規定により、討論を省略し、これから議案ごとに、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第33号川初博司氏の任命の件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第33号は同意することに決定しました。

次に、議案第34号藤澤良一氏の任命の件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第34号は同意することに決定しました。

次に、議案第35号石田功氏の任命の件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第35号は同意することに決定しました。

次に、議案第36号佐藤直人氏の任命の件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第36号は同意することに決定しました。

次に、議案第37号原田利則氏の任命の件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第37号は同意することに決定しました。

次に、議案第38号工藤哲男氏の任命の件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第38号は同意することに決定しました。

次に、議案第39号富田郁恵氏の任命の件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第39号は同意することに決定しました。

次に、議案第41号三品博氏の任命の件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第41号は同意することに決定しました。

次に、議案第42号高田信一氏の任命の件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第42号は同意することに決定しました。

◎日程第12 議案第40号農業委員会委員の任命について

○議長(宮川 寛君) 日程第12 議案第40号農業委員会委員の任命についてを議題とします。

多胡議員には退席してもらいます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第40号農業委員会委員の任命についてですが、次の者を陸別町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、陸別町字上利別原野東2線222番地。

氏名、多胡裕司。

生年月日、昭和33年2月5日、満59歳。

以上であります。説明資料につきまして副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、私のほうから資料について説明いたします。

修正版の資料の1-3をお開きください。

中ほどに、議案第40号、氏名、多胡裕司、年齢59歳、男性、農業。経歴につきましては、農業委員を平成20年から現在まで、それから農業委員会の会長を平成23年から現在まで、NOSA理事を平成26年から現在まで、陸別町議会議員を平成19年から現在までやられております。認定農業者でございます。推薦につきましては、町内全域からの推薦ということで、推薦届け人の代表は三品博さんです。同じく推薦人は平野行広さんと佐藤光壽さんであります。推薦の理由につきましては、ここに記載のとおり、平成20年より農業委員として農業行政に参画し、農地の適正な管理に尽力されている。また、平成23年から農業委員会会長として10名の委員を取りまとめている。今後も農業委員としてふさわしい方であると、そのように推薦理由があります。

以上で、説明資料の説明を終わります。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 議案第40号の被任命者の件に関して、ちょっと二、三点お聞きしたいのですけれども、一つ目は今、説明があったように、推薦者が三品博さんであると。そして、そのほかに平野さんと佐藤さんということなのですけれども、三品さんは実際上この被任命者の方であり、先ほども議決されたのですけれども、そういう中で何らかの考え方としては、議会の中で任命、議決をする人が、それによってまた推薦されるというのはいかなるものかなと、その辺評価委員会の話の中でなかったのかどうか。あるとすれば、どういう話だったのか伺いたいと思います。

それから、農業委員会の事務局長にお聞きしたいのですけれども、実際上、今、会長をされているわけなのですけれども、近年、議員が会長をやるということについて、池田の例なのですけれども、そういった場合でかなり物議を醸し出しているのですけれども、その辺についてどういう考え方でいるのかと。簡単に言えば、支障がなかったのかということ。

それから、本人を私十分知っているわけなのですけれども、この方はいろいろな公職を持っているわけですね。そういった意味で、先ほども、こういうことを言っていていいかどうかかわかりませんが、やっぱり議会の中でもつい最近欠席があったと、大変忙しい方だからそれもやむを得ないのかなと思う面もあるのですけれども、今まで会長職としていて、いろいろな携わりの中で、いろいろな問題というか、会長として任務は十分やれていたと思うけれども、何か支障的なものがなかったのかどうか、その辺について伺いたいと思うのですけれども、よろしく説明をお願いします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 評価委員会で候補者と代表推薦人が同一の人だと、それについては、まず候補者と推薦人との関係というのは、農業委員会に関する今回の法律の中では規定がございません。だめだとかという理由もございません。したがって、法的には問題がないと、そういう見解になっています、私どもは。したがって、評価委員会でもその議論をしまして、法的に問題がないと、そういったことで候補者として答申をしたと、そういう内容であります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 棟方農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（棟方勝則君） 議会議員と会長の兼職につきましては、法的に問題はありません。現在も、十勝管内的にもたしか六、七名の議員と会長の兼職がいます。池田町がちょっと問題になりましたけれども、それ以外では特に問題になっていませんので、当町においても特に支障はないと考えています。

農業委員会会長の活動も、結構忙しく陳情等がありますので、議会のほうと併用して行っていますが、委員会としてはそれほど支障があるとは思っておりません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 先ほども法的な問題はないという見解で説明があったのですけれども、私は農業委員というのはすごく重要なポストだと思うのですよね。というのは、やっぱり人の財産をあっせんしたり、そういう資金繰りとかいろいろな面のしなければならぬ理由から行くと、公平で中立な立場でいなければならないと私は思うのですよね。それで、所掌事務の中にもかくかくありますけれども、やっぱり相当な、行政の中での農業行政に対する権限というの、十分農業委員個々が持っているはずなのです。そういった中で、お互いに推薦したりされたりするというやり方では、簡単に言えば会長も互選でいきます。そういった中で、委員個々の判断が果たして中立、公正で行使できるのかなと、私は疑問に思うので先ほど質問したのですけれども、法的には問題ないということで、私は少なくとも法的にというのはそれなりの想定された中だと思うのですけれども、そういう任命、被任命される人がほかの人を推薦するということは、僕は常識的にはないということで法律にはないような気がします。そういった意味で、やっぱり公平、中立な

立場と今後の農業の行政に対する諮問というか、建議ができるという立場ですので、公平な形は余りとれなかったのではないかなと思いますので、その辺について、今後の行政的な見方として、評価委員会でもどのような話をされたか、ちょっと伺いたいのですけども。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） さっき冒頭の資料の説明の中で私申し上げたと思いますけれども、市町村長は推薦をされた方、あるいは応募された方は、基本的に尊重しなければならないという、まずその法的な根拠がございます。それともう一つは、推薦する者とされる者、これらについては法的に何ら規定がないということで、別に問題がないと。したがって、法的にはクリアしていると、そのように私どもは判断しておりますし、あと公平にやるというのは、当然職務の遂行上は公平に物事を進めるというのが公職者としては当たり前の話だと、そのように思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑は終わります。

討論を省略し、これから農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議ありとは、動議ですか。

○7番（谷 郁司君） 議長の起立採決に対する異議ありということです。

○議長（宮川 寛君） 起立によって採決することに異議ありですか。動議ですか。それとも……。

○7番（谷 郁司君） 議長の採決の仕方についての異議ありということです。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） この案件については、今、退席もしていますということは、かわりがあるということで、我々議員と同じ立場にいる中での起立採決よりも、投票による採決のほうがよりベターではないかと私思うので、そのことについて動議を提出したいと思うので、賛成、反対の無記名投票でお願いします。

○議長（宮川 寛君） ただいま、谷議員から本採決を投票にすべきとの動議が提出されました。

本議案の採決の方法については、12日に開催しました議会運営委員会において起立投票によることが決定されておりますが、この際、動議の理由の説明を願いたいと思いません。

もう一度やってください。

7番谷議員。

○7番(谷 郁司君) 先ほど前段で申し上げましたように、同僚議員として進めている中での、お互いの意思というものの中で、起立採決では實際上、いろいろな支障があると、過去にも副町長を選任したときにもいろいろ問題があったというふうに私聞いていて、問題といっても公にはされないけれどもあったと、そういった意味から行くと、きちっとやっぱり我々議員の意思を示す上で投票というのが大事ではないかなと思いますので、投票で各自の自由な意思を表明していただきたいと私思います。議員でなければ、同僚でなければいいのですけれども、あったとなればいろいろな支障があるということをお願いします。

○議長(宮川 寛君) 私から申し上げますが、議会運営委員会の委員の立場でもあった谷議員が投票によるべきということであれば、議会運営委員会ではっきり意志表示をすべきなのですから、それを本会議でやるというのは、議会運営委員会の決定については異議があるということですか。そういう趣旨になりますけれども。

7番谷議員。

○7番(谷 郁司君) 私は、議会運営委員会のために推薦者が被任命者であるとか、そういう情報は知らないでいたのです。先ほどインターネットで知らせたというけれども、我々議会に配付された資料の中にはなかったから、だけれども知った段階で、やはりこれは問題があるのではないのかということでは私は思っています。それも動議の理由になりますけれども、そういった意味で、きちっとした採決を進める上で必要ではないかと私は思うので、投票をお願いします。

○議長(宮川 寛君) ただいまの動議について賛成の議員は起立願います。

(起立者なし)

○議長(宮川 寛君) 起立がありませんので、会議規則第82条の規定により、ただいまの動議は成立しませんでした。

会議を続けます。

討論を省略し、これから農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第40号多胡裕司氏の任命の件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立多数です。

したがって、議案第40号は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 14 分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**◎日程第 13 議案第 43 号陸別町過疎地域自立促進市町村の一部
変更について**

○議長（宮川 寛君） 日程第 13 議案第 43 号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 43 号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてですが、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づき、陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第 43 号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを説明させていただきます。

過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づき、平成 28 年 3 月 9 日議決の陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更する、であります。

この過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項では、市町村計画の変更につきましては、同法第 7 条第 1 項の、過疎地域の市町村は自立促進方針に基づき当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることができるという規定を準用することとされており、今回の一部変更につきまして議会の議決を求めるものであります。

今回の変更につきましては、今年度において過疎債の充当を計画している事業につきまして、事業計画において追加をしようとするものであります。

議案説明書の資料ナンバー 2 の新旧対照表をごらんください。

新旧対照表右側が変更前、左側が変更後となっております。なお、変更する箇所につきましては、文字を強調しまして下線を設けておりますので、御参照ください。

陸別町過疎地域自立促進市町村計画の 32 ページにあります 5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の(3)事業計画におきまして、事業促進施策区分の 4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の事業名の欄に「(1)高齢者福祉施設その他」、その事業内容

に、「高齢者共同生活支援施設整備事業」、事業主体に「町」と、それから同区分の事業名の欄におきまして「(5)障害者福祉施設、障害者支援施設」、その事業内容につきまして、「福祉施設整備事業」、事業主体に「法人」と新たに加えようとするものであります。

それでは、議案書の11ページをごらんください。

内容につきましては、ただいま新旧対照表により説明をいたしましたとおり、陸別町過疎地域自立促進市町村計画の32ページの(3)の事業計画の表を次のように改めるというものであります。

今回の変更しようとする箇所については、以上で説明を終了させていただきます。

今回の計画の変更につきましては、北海道に対しまして本年5月12日に協議を行いまして、5月22日付で異議なしの回答を受けております。また、陸別町まちづくり推進会議におきましても5月17日に諮問を行いまして、5月25日に適当であるという答申を受けたところであります。

この計画によりまして、借り入れのできる過疎債につきましては、償還額の7割が交付税に算入される大変有利なものとなっておりますので、御理解願います。

以上、雑駁ではございますが、議案第43号の説明とさせていただきます。以降、御質問によりお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから議案第43号陸別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時35分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

- ◎日程第 1 4 議案第 4 4 号十勝環境複合事務組合同規約の変更について
 - ◎日程第 1 5 議案第 4 5 号十勝環境複合事務組合の解散について
 - ◎日程第 1 6 議案第 4 6 号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について
-

○議長（宮川 寛君） 日程第 1 4 議案第 4 4 号十勝環境複合事務組合同規約の変更についてから、日程第 1 6 議案第 4 6 号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分についてまで 3 件を関連あるものとして一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 4 4 号十勝環境複合事務組合同規約の変更についてですが、効率的・効果的な広域連携の取り組みを進めるため、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の組織統合を前提として、十勝環境複合事務組合から当該組合の解散に当たり組合同規約の変更について協議があったので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第 4 5 号十勝環境複合事務組合の解散についてですが、効率的・効果的な広域連携の取り組みを進めるため、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の組織統合を前提として、十勝環境複合事務組合から解散の協議があったので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第 4 6 号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産の処分についてですが、効率的・効果的な広域連携の取り組みを進めるため、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の組織統合を前提として、十勝環境複合事務組合から当該組合の解散に当たり財産処分の協議があったので、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第 4 4 号から第 4 6 号まで 3 件を一括して提案いたします。

内容につきましては、副町長、町民課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 私のほうから、第 4 4 号から第 4 7 号までちょっと関連するものですから、説明資料のナンバー 3-1 と 3-2 について前段、御説明を申し上げたいと思います。

3-1 は、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の組織の統合の関係でございます。基本方針となっております。今回の統合の関係につきましては、今年の 1 2 月 1 4 日の議員協議会、それからことしの 2 月 2 1 日の議員協議会で基本方針案としても御説明をさせていただいているところであります。基本方針につきましては、2 月 2 1 日に協議会で説明した内容と同一の内容となっております。

なお、この基本方針は、本年に各市町村に照会がありまして、全市町村の異議がないと

いうことで、本年の4月1日にこの基本方針が決定をされております。

1の統合の目的であります。4行目に、管内においては、これまで、さまざまな形で広域行政の取り組みが行われてきているということで、御存じのとおり昨年4月1日からとかち広域消防がスタートしております。構成市町村が同一となった場合は組織の効率化に向け統合などを進めてきました。こうした経過を踏まえ、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合を統合して、効率的・効果的な広域連携の取り組みを進めるものであります。

なお、28年度、29年度につきましては、統合に向けた準備期間という位置づけになっておりまして、その右にあります30年度、31年度につきましては、共同処理事務の確実な実施とともに、ふるさと市町村圏基金による広域振興のあり方など、複合事務組合としての役割について検討を進めるという内容であります。

2の組織統合についてですが、(1)統合の手法につきましては、十勝環境複合事務組合を解散して、十勝圏複合事務組合へ統合するという内容であります。(2)の統合の時期ですが、平成30年4月を目標とするということで、消防広域化の実現により組織統合の検討・協議を再開、統合時期は平成30年4月を目標とする。(3)の主たる事務所の所在地ですが、くりりんセンター、現行の十勝環境複合事務組合の所在地に設置をするということになります。(4)の統合後の共同処理事務ですが、共同処理事務内容としては、広域振興事業（ふるさと市町村圏基金事業を含む）、帯広高等看護学院、十勝教育研修センター、十勝市町村税滞納整備機構、これらについては、現在行っている組合は十勝圏複合事務組合であります。構成団体数は十勝管内全市町村19市町村であります。

十勝環境複合事務組合が行っている共同処理は、し尿処理、ごみ処理、下水処理でありまして、し尿処理につきましては、陸別町は平成18年4月1日に十勝環境事務組合のほうに加盟をしております。し尿処理につきましては、ここに記載のとおり十勝管内全市町村、19市町村が構成団体となっております。ごみ処理につきましては現在、帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町の9市町村であります。それから下水道処理、現在は帯広市、音更町、芽室町、幕別町の4市町村が構成員となっております。

次の3-2をお開きいただきたいと思います。

3-2につきましては、3として統合後の組合組織執行機関、職員定数、経費の分賦方法でございますが、組合組織としてはこの左側に記載のとおりですが、ここに点線で引っ張って囲っております事務局長、総務課、この括弧部分2名が統合によって定数減となります。それは、その下のほうに米印で部長職と課長職が1名ずつ削減となる見込みであると、そういうふうに記載をしております。それから、執行機関、それから経費の分賦方法についてはここに記載のとおりです。その下に職員定数とございます。現在、統合前は十勝圏複合事務組合は13名でして、統合後は3名ふえる形になります。十勝環境複合事務組合は19名ですが、統合後は14名と5名の減、トータルしますと統合前は32名

ですが統合後は30名ということで、2名の削減になるということでもあります。

それから、財政負担の軽減ですが、この統合によりまして、この表の下にあります、合計で2,178万9,000円ほどの削減効果が見込まれるという内容であります。ちなみに、陸別町は21万1,000円ほどの削減効果があるということになります。メリットとしては、組織の効率化、総務部門職員定数の適正化、総務部門共通経費の軽減などがここに明記されております。

その下、5の統合スケジュールであります。29年度のほうをごらんいただきたいと思います。まず6月のところで市町村議会への議案提案依頼ということで、規約変更、組合解散、財産処分とございますが、その下の市町村議会、陸別町でいけば本日6月15日ですが、規約変更、組合解散、財産処分の議決をいただく予定となっております。12月には補正予算ということで提案を予定しておりますし、3月には当初予算案の議決と、そして30年の4月に組合統合を目標とすると、そういうスケジュールで今進めているところであります。

以上、雑駁な説明ですけれども、この後の個々の議案の内容につきましては、町民課長から説明しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、議案第44号から議案第46号までの各議案につきまして、一括で御説明を申し上げます。

議案集13ページをごらんください。

最初に、議案第44号十勝環境複合事務組規約の変更についてを説明いたします。

まず、冒頭部分を読み上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、十勝環境複合事務組規約を次のとおり変更する、であります。

先ほど副町長が申し上げましたとおり、十勝環境複合事務組が行っている、し尿処理が管内全市町村となったことを受けまして、これまで構成市町村が同一となった場合は、組織の効率化に向け統合などを進めてきた経過を踏まえ、十勝圏複合事務組と十勝環境複合事務組を統合し、効率的・効果的な広域連携の取り組みを進めようとするものであり、組合の解散があった場合に十勝圏複合事務組が事務を承継するため、組規約の一部を改正しようとするものであります。

なお、地方自治法第286条第1項では、一部事務組の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されており、このたび十勝環境複合事務組より協議がありましたので、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

ここで、議案説明書つづりの資料ナンバー4をごらんください。

これは、十勝環境複合事務組合同規約の新旧対照表でありまして、表の中の一番右の備考欄に記載しておりますとおり、規約の第5章を新設する内容となっております。

改正後の部分を読み上げます。

タイトルを第5章雑則とし、見出しを事務の承継としており、第17条で組合の解散があった場合においては、十勝圏複合事務組合がその事務を承継すると規定する内容となっております。

附則といたしまして、この規約は北海道知事の許可のあった日から施行するというものであります。

次に、議案集14ページをごらんください。

議案第45号十勝環境複合事務組合の解散についてを説明いたします。

平成30年3月31日をもって、十勝環境複合事務組合を解散しようとするものであります。

この解散に至る経過につきましては、議案第44号の冒頭で申しました内容と同じですので、省略させていただきます。

なお、地方自治法第288条では、一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、総務大臣、または都道府県知事に届け出をしなければならないと規定されており、このたび十勝環境複合事務組合より協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案集15ページをごらんください。

議案第46号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分についてを説明いたします。

解散に際しまして、当該組合が所有する一切の財産を十勝圏複合事務組合に帰属させようとするものであります。

なお、地方自治法第289条では、一部事務組合が解散の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定めると規定されており、このたび十勝環境複合事務組合より協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案集の16ページをごらんいただきたいと思います。

管内構成市町村の議決がそろいました後、別紙にあります協議書によって財産処分を定めることとなります。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第44号から議案第46号までの質疑、討論を一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第44号十勝環境複合事務組合同規約の変更についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○議長(宮川 寛君) 次に、議案第45号十勝環境複合事務組合の解散についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

○議長(宮川 寛君) 次に、議案第46号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第47号十勝圏複合事務組合同規約の変更について

○議長(宮川 寛君) 日程第17 議案第47号十勝圏複合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第47号十勝圏複合事務組合同規約の変更についてですが、効率的・効果的な広域連携の取り組みを進めるため、十勝圏複合事務組合が十勝環境複合事務組合との統合を行うとともに、所要の整理を行うため、十勝圏複合事務組合同規約の変更について協議があったので、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第47号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを説明させていただきます。

地方自治法第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成29年6月15日提出。

本件につきましては、冒頭で町長及び副町長のほうから説明がありましたとおり、効率的・効果的な広域連携の取り組みを進めるために、十勝環境複合事務組合との統合を行うとともに、所要の整理を行うため、組合規約の全部を改正しようとするものであります。

まず、議案説明書により説明をさせていただきたいと思っておりますので、議案説明書資料ナンバーの5-1からの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

左から組合規約の改正案、中央が現行の組合規約、関連がありますので、右側に現行の十勝環境複合事務組合規約を参考として掲載しております。

十勝圏複合事務組合規約につきましては、改正の部分につきまして文字を強調し、下線を設けておりますので、御参照いただきたいと思います。また、右側の備考欄に改正内容の概要を記載しております。こちらをあわせて参考としてごらんいただきたいと思います。

これから順に説明をいたしますが、条例の番号の変更ですとか、文字の整理につきましては説明を省略する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、順に説明をさせていただきます。

まず、現行の第1条の目的については、今回削除となっております。

現行の第3条につきましては、字句の整理を行っております。

次に、現行の第4条ですが、組合の共同処理する事務についてです。

こちらは、共同処理事務の追加と字句の整理となっております、次のページの資料ナンバー5-2の改正案の表をごらんください。

こちらに追加する事務を記載しておりますが、共同処理する事務としまして(5)し尿処理施設の設置、維持管理、運営に関する事務。(6)ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理、運営に関する事務。(7)十勝川流域下水道施設の維持管理、運営に関する事務、これらを追加しようとするものであります。

なお、関係市町村につきましては、表に記載のとおりでありますので、御参照ください。

次に、現行の第5条組合事務所の位置についてですが、こちら最初にも説明がありましたとおり、現在の帯広市役所内から十勝環境複合事務組合のくりりんセンター内に移しまして、住所は帯広市西24条北4丁目1番地5に置くに変更するものであります。

次の現行の条文の第6条になります。組合議会の組織及び議員の選挙につきましては、定員数の38名に変更はなく、字句の整理となっております。

次に、資料ナンバー５－３をごらんください。

現行の第７条、第８条につきましては、字句の整理となっています。

次に、改正案の第８条についてですが、共同処理する事務に管内の一部の町村の事務が含まれますことから、特別議決としまして、組合議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係る議決については、当該事務に関係する市町村から選出されている出席議員の過半数の賛成を含む全出席議員の過半数でこれを決するという規定を追加しようとするものであります。

次に、現行の欄の第９条の組織についてですが、改正案において第１０条の見出しを執行機関の組織及び選任方法としまして、まず、書記の記載を削り、現行の第１０条選任の第１項、第２項、第３項を、改正案ではそれぞれ第１０条の第２項、第３項、第４項と繰り下げしようとするものであります。

内容の変更につきましては、副組合長の選任がこれまで組合長の属する市町村の副市町村長をもって充てるとしていたところを、組合長が組合の同意を得て選任する、に変更しようとするものであります。

次に、資料ナンバー５－４をごらんください。

現行の第１１条の任期につきましてはですが、組合長の任期に変わりはありませんが、副組合長の任期につきましては、選任方法の変更に伴いまして、４年としようとするものであります。

次に、改正案の第１２条としまして、組合の補助職員の規定を追加しようとするものであります。第１項、組合に事務局を置く。第２項としまして、事務局に事務局長その他の職員を置く。第３項、前項の職員は、組合長が任免すると規定するものであります。

現行の第１２条の２、それから第１３条につきましては、字句の整理となっております。

次に、資料の下段から資料ナンバー５－５に記載の第４章、組合の経費についてをごらんください。

ここでは、組合経費の字句の修正と共同処理事務の追加などに伴う負担金区分について改正をしております。見出しにつきましても、経費の分賦から経費の支弁の方法と変更しております。

資料ナンバー５－５の改正案の第１６条第２項第１号からをごらんください。

これまで、現行の第１４条の第１号を改正案の第１号と第２号に分けまして、第１号に議会費、公平委員会費、監査委員費及び教育委員会費を設けまして、「均等割２０％、人口割８０％」を「均等割」に変更します。第２号から第５号までは現行どおりとなります。改正案の第６号から第９号につきましては、共同処理事務の追加により新たに追加する規定であります。表の右側に記載しております十勝環境複合事務組合の現行の規約のごみ処理施設、最終処分場及びし尿処理施設の設置及び管理運営に要する経費と、十勝川流域下水道管理運営に要する経費についてを現行のまま規定しようとするものであります。

す。次の現行の第16条につきましては、基金の出資額についてを別表としていましたところを、次の表としまして第2項に規定したものであります。

それでは、議案書の20ページをごらんいただきたいと思います。

規約の変更の内容につきましては、ただいま新旧対照表で説明した内容となっておりますので、条文の朗読については省略をさせていただきます、附則を読み上げます。

附則。

施行期日。

第1条、この規約は、平成30年4月1日から施行する。

事務の承継。

第2条、組合は、平成30年3月31日をもって解散した十勝環境複合事務組合の事務を承継する。

経過措置。

第3条第1項、この規約の施行の日の前日において、改正前の規約の規定により、組合議会の議長、副議長、議員、組合長、会計管理者、監査委員、教育長及び教育委員の職にあった者は、この規約の施行の日において、それぞれ相当規定に基づき当該職に専任された者とみなす。この場合において、監査委員、教育長及び教育委員の任期の末日は、従来の任期の末日と同日とする。

第2項、この規約の施行の日の前日において、改正前の規約の規定により、副組合長の職にあった者の任期は、改正前の規約の規定にかかわらず、同日限りとする。

準備行為。

第4条、第10条第3項の規定による副組合長の選任に関し必要な行為は、北海道知事の許可のあった日から、この規約の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

最初に選任される副組合長の任期。

第5条、この規約の施行の日以後において、最初に選任される組合長の任期の末日は、第11条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日において在任していた十勝環境複合事務組合副組合長の任期の末日と同日とする、であります。

ちなみに、この十勝環境複合事務組合副組合長の任期の末日につきましては、平成30年8月3日となっております。

地方自治法第286条第1項につきましては、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されておりますことから、今回、議会の議決を求めらるるものであります。

以上、雑駁ではありますが、議案第47号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

7 番谷議員。

○7 番（谷 郁司君） 議案の 20 ページに書かれている基金の出資額について、次の表とすると、これは統合する前から出されているもので、そのまま引き継いでいくわけなのですけれども、総体的にこの組合は幾ら、総額ですね、基金の、当町は一千七百万円何がしとなっているのですけれども、今、前段に言いましたように、統合する前からの出資でそのまま引き継いでいくという形だから、この数字でいいのかと思いますけれども、今後この数字が変動することがあるのかどうか、その辺についての説明をお願いします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） まず、後段のほうから。

これは、組合を設立したときから年次計画で複合事務組合が積み立てしたものでして、だから今後も今のところは変更はないと、そういうふうに認識しております。

それから、今、足し算が終わりまして、9 億円ちょうどです。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 47 号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午後 0 時 06 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 18 議案第 48 号陸別町へき地保育所条例の一部を改正
する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第 18 議案第 48 号陸別町へき地保育所条例の一部を改正

する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第48号陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例ですが、北海道の多子世帯の保育料軽減支援事業実施要綱の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第48号陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

本件につきましては、説明書の6-1、6-2に新旧対照表をつけてございますので、こちらをごらんいただきたいと思えます。

この事業、先ほど町長が申し上げたとおり、北海道の多子世帯保育料軽減支援事業実施がございまして、こちら本年の4月1日から実施されておりました、これにつきましては、この事業を行う市町村に対して道が応分の補助を行うというものであります。

中身につきましては、いわゆる陸別町で言えば、未満児という規定になりますが、基準日以前3歳に達していない子供が第2子に該当する場合につきまして、無償にするというものであります。その事業を町が行った場合、補助をするというものでありますけれども、議員皆さん御承知のとおり、本町の保育所については、3歳児、4歳児、5歳児ということと、あと基準日時点でまだ3歳に達していない、しかしながら年度中に2歳を越える、かつ保育に欠ける子供、通称未満児として保育を行っているところでございます。今回、この改正は先ほども申し上げましたとおり、この未満児に該当する子に係る多子軽減となっております。

議案説明書資料6-1、6-2についておりますけれども、この新旧対照表の、まず第7条の2の部分ですが、ここで言わんとしていることは、当該未満児が世帯における第2子に該当する場合は、現行条例では保育料が2分の1ですけれども、これが今回の改正では、未満児の第2子については無料にするというものであります。もともとの旧を見ていただくとわかるとおり、一文でずらっと書いてありまして、なかなかわかりづらい文章になっておりますので、今回の改正で号立てで記載をしております。第7条の2の第1号の規定につきましては、一般的な3歳、4歳、5歳児の関係、こちらにつきましては、従前同様半額とするという規定でございまして、第2号に、今回の未満児第2子については無料とするということをお願いしまして、第3号につきましては、第3子以降につきましては無料とするという従前のままの文言を、今回わかりやすく号立てで表現をしたというものになってございます。さらに、第12条につきましては、中身については既納の保育料は還付しない。ただし、町長が特別な事情があると認めたときは、という以降の

ちょっと文言が若干変わってございますが、中身については変わっているものではありませんけれども、表現をわかりやすく、還付することができるというような内容とさせていただきます。

それでは、議案第48号を朗読いたします。

議案第48号、陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例。

陸別町へき地保育所条例の一部を次のように改正する。

第7条の2を次のように改める。

多子軽減。

第7条の2、前条の規定にかかわらず、同一世帯で満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を扶養している場合、その子を第1子（扶養している子のうち年長の子を第1子とみなす。）とし、第2子以降の保育料は次のとおりとする。

第1号、第5条第1号及び第3号に規定する児童が第2子の場合、別表に規定する額の2分の1の額。ここで補足しますが、第5条第1号というのが保育に欠ける3歳以上の子供でございますが、第3号といいますのがいわゆるうちの規定でいきますと、その他ということで保育には欠けないけれども、3歳以上、うちで預かってございますので、そちらのほうになります。それから、第2号、第5条第2号に規定する児童が第2子の場合、無料とする。第3号、前2号の規定にかかわらず、児童が第3子以降の場合、無料とする。

第12条を次のように改める。

保育料の還付。

第12条、既納の保育料は還付しない。ただし、町長が特別な事情があると認めるときは、還付することができる。

附則を定めております。

施行期日。

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

経過措置。

この条例の適用日前において、納付すべき保育料及び免除された保育料については、なお従前の例による、というものであります。

説明を以上とします。以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これを終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これを終わります。

これから、議案第48号陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第49号陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

○議長(宮川 寛君) 日程第19 議案第49号陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第49号陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてですが、銀河クリーンセンターにおける鹿等の大型動物処理の受け入れ停止に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 芳賀町民課長。

○町民課長(芳賀 均君) それでは、議案第49号陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

議案集の23ページをごらんいただきたいと存じます。

冒頭部分を読み上げます。

陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例(平成14年陸別町条例第30号)の一部を次のように改正する、であります。

ここで、議案説明書つづりの資料ナンバー7-1をお開きください。新旧対照表で説明を申し上げます。右側の現行の欄をごらんください。

第15条は、一般廃棄物処理業等の許可を規定する内容となっております。最初の法というのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のことでありまして、第7条では一般廃棄物処理業に関する規定が示されております。許可に関する規定のため、本来法第7条第1項及び第6項とすべきところを、誤って法第7条第1項及び第4項となっていることが判明いたしましたので、第4項のところを第6項に改めるというものであります。

なお、法第7条第1項は、一般廃棄物の収集運搬を業として行おうとする者。第6項は、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者について、それぞれ管轄する市町村長の許可を受けなければならないとの定めとなっております。

次に、第14条関係の別表について説明いたします。

第14条は、廃棄物処理手数料について別表で額を定めております。改正前の欄の取り扱い区分の、家庭系廃棄物の項目の一番下段に、鹿等の大型動物一体につきごみ処理券2枚、金額で400円となっておりますが、実は銀河クリーンセンター内にあります小型焼却炉が老朽化に伴いまして、平成27年4月から鹿等の大型動物の受け入れが停止されておりますので、現状に合わせ、鹿等の大型動物の項目を削除するというものであります。

なお、鹿等の大型動物の受け入れ停止につきましては、広報りくべつ平成27年3月号でお知らせ済みであります。

次に、議案集23ページ中段の附則をごらんいただきたいと思います。

施行期日等を定めた附則であります。

この条例は、公布の日から施行する、であります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今の説明では焼却炉がだめになって、簡単に言えば、鹿の処理ができないという中で、それが今後もしできる可能性がないので、それを受け入れられないというふうな条文改正ですね。400円をもらっていたのをもらわないようにして。今後、このことについて、かなり鹿を駆除しなければならない状態で、もちろん食肉に回す場合もあるけれども、それ以外のものについては、どのように今後鹿の死体について処理する計画なのですか。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） この受け入れ停止につきましては、前段に受け入れ停止をする前に、関係所管であります産業振興課と十分に協議をしまして、猟友会のほうとも産業振興課を通じまして御了解をいただきまして、現在聞くところによりますと、主に狩猟の鹿につきましては適切に埋設をしているという処理であります。

それから、ただいま議員のおっしゃいましたとおり、食肉加工の場合は、食肉加工した後の残滓につきましては、堆肥化をしているということで聞いております。それで、一部それ以外のものについて一般廃棄物として出される場合につきましては、産業振興課で予算を見ておりまして、芽登地区にあります民間の一般廃棄物最終処分場へ搬入をしているということで聞いております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 例えば、今の説明でいくと、交通事故等におけるそういう廃棄物を処理するのに、芽登に行く場合には無料なのですか。今後このことをきちっとしていないと、ハンターの良識の中できちっと死体を処理していると思うけれども、中には必要などころだけとって、あとモラル的にはしてはいけないけれども投げってくるという、こう

いった処理施設がきちっとあれば、残ったものはうまく回転させるというか、処理できる方法があればいいけれども、そうでないと熊の餌になるとか、そういうことを考えたときに、きちっとした今後、芽登なら芽登ですのような話はしているのですか。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 鹿の処分につきましては、先ほど町民課長も申し上げましたとおり、一般狩猟と通常の有害鳥獣駆除で発生した鹿の死体につきましては、ハンターのほうで適切に埋設等の処理をすることになっております。合同で一斉駆除等を行って肉とかに利用できないものが生じた場合は、芽登の処分場に搬入するような形になっておりまして、その搬入する際には、有害鳥獣駆除で発生したものについては産業振興課のほうで運び入れている形になっております。なお、交通事故等で発生した動物の死体については、それぞれの道路管理者が処分することになっております。

搬入は町のほうで行いますので、処分料としてはキロ45円ということで引き受けていただいております。参考までに、今年度の予算につきましては50頭分の14万6,000円を当初予算で計上しております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第49号陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第20 議案第50号陸別町移動通信用鉄塔施設の設置及び
管理に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（宮川 寛君） 日程第20 議案第50号陸別町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第50号陸別町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてですが、陸別町移動通信用鉄塔施設を貸し付けている事業者の社名変更に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、議案第50号陸別町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を説明申し上げます。

議案集の24ページをごらんください。

まず、条文を読み上げます。

陸別町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

陸別町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例（平成9年陸別町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ」を「株式会社NTTドコモ」に、「ソフトバンクモバイル株式会社」を「ソフトバンク株式会社」に改める、であります。

ここで、議案説明書ナンバー8をお開きください。

新旧対照表で説明申し上げます。右側の現行の欄をごらんください。

第3条は、施設の貸し付けを規定する内容となっております。昨年の12月定例会で議決いただきました平成28年陸別町条例第22号以降、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社の4社に移動通信用基地局として貸し付ける規定となっております。

今回、このうち株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのエヌ・ティ・ティ部分が英字に変更となり、ソフトバンクモバイル株式会社がソフトバンク株式会社に変更となっておりますので、改正を行うものであります。

次に、議案集24ページ中段の附則をごらんいただきたいと思っております。

附則、この条例は公布の日から施行する、であります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第50号陸別町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第51号平成29年度陸別町一般会計補正予算
(第3号)

◎日程第22 議案第52号平成29年度陸別町国民健康保険直営
診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)

◎日程第23 議案第53号平成29年度陸別町公共下水道事業特
別会計補正予算(第1号)

◎日程第24 議案第54号平成29年度陸別町介護保険事業勘定
特別会計補正予算(第1号)

○議長(宮川 寛君) 日程第21 議案第51号平成29年度陸別町一般会計補正予算
(第3号)から日程第24 議案第54号平成29年度陸別町介護保険事業勘定特別会計
補正予算(第1号)まで、4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第51号平成29年度陸別町一般会計補正予算(第
3号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,386万2,000円を
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,630万6,000円とするも
のであります。

続きまして、議案第52号平成29年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計
補正予算(第1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ352万5,
000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,787万4,000円
とするものであります。

続きまして、議案第53号平成29年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第1
号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346万9,000円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,616万2,000円とするものであ
ります。

続きまして、議案第54号平成29年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第
1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万円を追加し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,842万円とするものであります。

以上、議案第51号から議案第54号まで4件を一括提案いたします。

内容については、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第51号から第54号まで一括して説明を申し上げます。

まず、議案第51号平成29年度陸別町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出7ページをお開きください。

2、歳出。

今回の補正予算の中で、職員人件費の補正がございます。4月1日付人事異動、同じく4月1日付採用、5月1日付採用、6月1日付採用職員に係る給料、手当に係る補正を計上しています。

それから、2点目としては、共済組合の負担金、これは昨年もそうですけれども、標準報酬の月額が7月に確定しまして、社会保険料関係が9月から改正になりますので、それらについては、職員、嘱託職員、長期の臨時職員については9月定例会で補正を考えております。

それでは、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料862万9,000円の減額、3節職員手当等マイナス640万6,000円、合わせて職員人件費1,503万5,000円の減額となります。それから、19節負担金補助及び交付金158万1,000円ですが、負担金として北海道自治体情報システム協議会134万8,000円、これは、マイナンバー制度における地方公共団体が情報提供者となって、国、これは厚生労働省ですが、医療保険者等との総合通信運用テストに係る負担金であります。住民基本台帳システム分で29万6,000円、地方税システム分で32万7,000円、児童手当システム分で9万8,000円、国民健康保険システム分で28万5,000円、介護保険システム分で34万2,000円、合わせて134万8,000円の追加の補正であります。その下、地方公共団体情報システム機構23万3,000円ですが、これは通知カード、個人番号カードの作成委託に係る負担金であります。当初25万円を見ておりましたけれども、確定見込み額が48万3,000円ということで、差し引き23万3,000円の追加の補正であります。この地方公共団体情報システム機構につきましては、この23万3,000円は同額歳入で入ってきます。

次のページ、5目の財産管理費になります。13節委託料80万円、これは施設設備等改修でありまして、実は旧ちほく高原鉄道の社宅1戸を7月から貸し付けするというところで、その貸し付けに当たって住宅の内部を確認したところ、水道の配管からの水漏れです

とか給湯ボイラーからの水漏れなどがありまして、至急に改修しなければ貸し付けできないということで、80万円を既定の予算から執行して改修をしたところであります。したがって、この80万円については既定予算を使っておりますので、そちらのほうに戻す補正ということになります。25節積立金544万5,000円、ふるさと整備基金積立金ですが、これは後ほど歳入でも出てきますけれども、寄附5件分であります。

2款総務費2項町税費1目税務総務費2節給料で403万7,000円。職員手当等で321万3,000円。職員人件費725万円の補正となります。

9ページになります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費2節給料33万2,000円の減額。手当等で185万5,000円の減額、合わせて職員人件費で218万7,000円の減額になります。それから、28節繰出金12万5,000円、これは介護保険事業勘定特別会計への繰出金となります。

2目老人福祉費7節賃金113万8,000円、臨時介護認定調査員の賃金になりますが、実は御存じのとおり、ことしの3月31日で北勝光生会の居宅介護支援事業所が廃止になっております。あわせて町の居宅介護支援事業所の管理者、これは町の職員でありますけれども、急遽3月31日で退職ということになりまして、職員の配置換えなどによって認定調査業務に支障を来すということから、既定予算の中で1名、4月から120人区分を急遽雇用して予算を執行しております。その予算であります。これも既定予算を使って予算を執行しておりますので、そちらのほうに4月から5月、6月分ぐらいまでは既定予算の分へ戻すと、そういう内容と、残額はこれからの見込みの賃金となります。それから、11節需用費78万円、消耗品費、これは福寿荘用の消耗品であります。次のページに出てきます18節備品購入費も、これも福寿荘用の備品でありまして、品物などについては受託をしているNPOとも既に協議済みであります。なお、備品購入費790万9,000円、これは福寿荘の管理用備品ですが、資料の9-1から3をつけておりますので後ほどごらんいただきたいと思っております。それから、その上の15節工事請負費502万8,000円、設備改修工事として暖房用設備改修ですが、これはふれあいの郷の工事になります。5月2日に第2回臨時会において調査費の予算25万8,000円を議決いただきました。それに伴って6月議会で工事請負費の予算を計上したいということで、今回暖房用設備改修で502万8,000円の予算を計上しております。工事の内容としては、暖房ボイラー、給湯ボイラーの更新、配管洗浄、不凍液の取りかえ、温水洗浄便座など一式の取りかえなどが主な内容であります。それから、19節負担金補助及び交付金43万4,000円、補助金、介護予防・日常生活支援総合事業運営事業でありまして、これはNPOに委託しております訪問型Aサービスに係るNPOの従事者の人件費が4月から改正されたことに伴いまして、その人件費の不足分を追加補正するという内容であります。当初の委託費については347万6,000円ですが、今回見込みとして391万円、差し引き43万4,000円を今回追加でお願いするものであります。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費11節需用費17万1,000円、消耗品ですが、これはウェクスラー式知能検査学童版の消耗品の購入でして、内容としては保護者の同意を得て、発達上何らかの気がある園児、児童などに心理検査をする検査用品一式の消耗品購入17万1,000円であります。

それから、2目児童福祉施設費2節給料78万9,000円の減額、職員手当43万3,000円の減額、合わせて職員人件費122万2,000円の減額となります。

それから、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費2節給料91万1,000円の減額、職員手当等で91万2,000円の減額、合わせて職員人件費182万3,000円の減額であります。23節償還金利子及び割引料5万8,000円、これは国庫補助金等返還金でありまして、平成28年度分の未熟児養育医療一人分ですが、対象者がいなかったということで、一人分の補助金を5万8,000円返還するものであります。

それから、3目予防費20節扶助費20万円、不育症治療費助成でありまして、資料ナンバー10をお開きください。

資料ナンバー10は、陸別町不育症治療費助成金交付要綱の概要でありまして、北海道が今年度4月1日からこれを実施しております。北海道の要綱に準じて当町も作成をしまして、4月1日にさかのぼって実施したいという考え方であります。

第1条、目的ですが、不育症の検査及び治療を受けた町民の経済的負担を軽減する。

第2条は、助成対象者ですが、北海道不育症治療費助成事業実施要綱の助成の決定を受けた者。陸別町に1年以上住所を有する者。

第3条として、助成対象経費。

1回の不育症の検査・治療に要した費用を対象とする。

第4条、助成金の額等。

助成金額は北海道が助成する金額とし、1回の検査・治療につき10万円を限度とする。ただし、北海道が助成する額を差し引いた額が10万円に満たない場合は、その額を助成する。1回目の検査ということで、ここに書いてございます。1回目の治療についてもここに書いてございます。

第5条、助成金の申請。

北海道が交付決定した日から起算して3カ月以内に申請書に必要な書類を添えて、陸別町に提出する。

第6条、助成金の交付決定。

申請書受理後、助成金の交付を決定したときは、申請者に通知する。

第7条、資格の喪失。

申請日において、陸別町内に住所を有しなくなったとき。北海道不育症治療費助成事業の受給資格を失ったとき。その他町長が適当でないときと認めるとき。

第8条、助成金の返還。

偽りその他不正な行為により、助成金の交付を受けたとき。

第9条、留意事項ですが、申請者の個人情報の保護に十分留意しなければならない。

施行期日については、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するという内容であります。

それでは、予算書の11ページにお戻りください。

ただいま資料で説明した不育症治療費助成20万円ですが、これは1回10万円の2回分の一人分であります。

それから、次、12ページになります。

6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費2節給料458万5,000円の補正。3節職員手当等で304万円の補正。合わせて職員人件費762万5,000円の追加の補正となります。

それから、4目畜産業費9節旅費、普通旅費49万円。それから、その下の14節使用料及び賃借料4万4,000円、これは使用料は有料道路通行料ですけれども、バイオマス事業に係る職員の調査に係る旅費と、その公用車使用に伴う高速道路等の使用料となります。それから、19節負担金補助及び交付金、負担金、家畜防疫事業67万4,000円、これは牛のヨーネ病対策でありまして、家畜伝染病自衛防疫組合への家畜伝染病対策互助制度への負担金となります。

それから、8目農畜産物加工研修センター管理費18節備品購入費95万1,000円、機械器具ですが、加工センターの急速冷凍庫の1台更新でありまして、現在の急速冷凍庫は平成8年3月に購入したものでありまして、もう既に21年目となります。故障しがちということと部品がないと、そういったことで産品開発などにも支障を来しますので、今回1台更新をお願いするものであります。

それから、7款商工費1項商工費1目商工総務費2節給料33万5,000円の減額、職員手当等で96万5,000円の補正、合わせて63万円の追加の補正となります。

3目観光費、負担金補助及び交付金4万1,000円、負担金であります。これは技能講習受講料でありまして、職員の車両系建設機械の運転技能講習に係る受講料であります。

それから、8款土木費5項下水道費1目下水道費28節繰出金6万9,000円。これは、公共下水事業特別会計への繰出金となります。

9款消防費1項消防費1目消防費8節報償費84万円。退職報償金ですが、今回、団員2名が退団することに伴う退職報償金であります。11節需用費58万円、消耗品。18節備品購入費23万2,000円ですが、消防・救急備品ということですが、消耗品は制服など一式購入、備品は防火衣の購入であります。実は今回消防団員5名が新たに入団することになりました。当初予算では消耗品で2名分、備品で防火衣2名分をそれぞれ計上しておりましたので、11節、制服等の購入一式3名分58万円、18節備品購入費、防火衣3名分の23万2,000円の予算となります。

次、10款教育費1項教育総務費2目事務局費、給料で169万円の減額、手当等で1

11万5,000円の減額、合わせて280万5,000円の職員人件費の減額であります。

同じく、5項保健体育費3目学校給食費、給料で222万円。手当等で161万9,000円の追加であります。職員人件費383万9,000円の追加の補正となります。

なお、給与費明細書を17ページ、18ページにつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次、歳入に移ります。

1、歳入。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、今回普通地方交付税で912万4,000円の補正を計上しております。補正後の額、普通交付税が20億2,144万3,000円、特別地方交付税が1億8,000万円、合わせて22億144万3,000円となります。

12款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料2節児童福祉使用料50万4,000円の減額。これは保育料であります。先ほど保育所条例の議決をいただきましたけれども、2歳児の第2子に係る分の保育料7,000円の6人分の12カ月分50万4,000円の減額になります。

それから、13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金1節総務管理費補助金、社会保障・税番号制度導入整備補助金111万3,000円です。先ほど歳出で通知カード、個人番号カード作成分で23万3,000円の補正をお願いしましたが、同額23万3,000円がこの中に入っております。合わせて3分の2の補助率ですけれども、児童手当システム分で3分の2分が6万5,000円、介護保険システム改修分で3分の2分、22万8,000円、国保税システム3分の2分、19万円であります。定額補助として住民基本台帳システム、地方税システム改修分で、定額ですけれども、39万7,000円の補助金と。合わせて111万3,000円の補助金となります。

それから、14款道支出金2項道補助金2目民生費補助金2節児童福祉費補助金35万1,000円。保育料軽減支援事業費補助金ですが、先ほど保育料で、使用料で50万4,000円を減額しましたけれども、財源補填として北海道から2歳児の第2子分、基準額が9,750円になります。その6人の12カ月分の2分の1分、35万1,000円あります。道の補助率は2分の1ということになります。あくまでも基準額の2分の1ということになります。

次のページ、16款寄附金1項寄附金2目指定寄附金1節総務費寄附金511万3,000円。ふるさと整備資金、寄附3件分です。2節教育費寄附金33万円。教育振興資金、寄附1件であります。

それから、17款繰入金1項基金繰入金6目地域福祉基金繰入金1節地域福祉基金繰入金300万円。これは、介護予防拠点施設ふれあいの郷の改修工事に係る財源の充当であります。

19款諸収入4項受託事業収入1目農業費受託事業収入1節農業費受託事業収入、これは道営の農業農村整備事業でありまして、監督補助員に係る収入になります。まず、上の農業農村整備事業監督等補助委託金90万5,000円は、これは道営の草地改良事業に係る分となります。中ほどのトマム地区農地整備事業監督等補助委託金2万8,000円。それから、第2上陸別地区畑地帯総合整備事業監督等補助委託金5万5,000円。これについては、当初予算で8万1,324円を計上しておりましたが、確定見込みで13万7,160円ということで差し引き5万5,836円の補正となります。

次、5項雑入3目雑入1節介護予防支援報酬99万9,000円。介護予防報酬でありまして、対象人数の増に伴う歳入の増となります。それから7節雑入です。334万8,000円、これは建物災害共済金でありまして、これは福寿荘の備品に係る共済金、保険金であります。先ほど歳出で備品購入費がありましたが、その経費の中にこの保険金を特定財源として充てると、そういう内容になります。

以上で議案第51号を終わります。次、議案第52号の説明に移ります。

議案第52号平成29年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

5ページ、歳出であります。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費2節給料269万1,000円。職員手当等75万6,000円の合わせて職員人件費344万7,000円の補正でありますけれども、実は急遽看護師1名が3月31日で退職しました。それで、看護師に不足を生じておりましたので募集をかけたところ、2名を採用することにしました。7月1日付で2名を採用するというので、それらに係る人件費の補正となります。それから、14節使用料及び賃借料、ソフトウェア使用料であります。ワクチンスケジューリングシステム使用料でして、7月から来年3月、9カ月分のシステムの使用料となります。

なお、内容などについては資料ナンバー11をつけておりますので、後ほど参考にしていただければと思います。給与費明細書は6ページ、7ページにありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは歳入4ページをお開きください。

歳入、4ページですが、5款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金352万5,000円を今回計上しております。28年度の決算見込みで、繰越金として現時点で1,740万円程度が見込まれます。その中から352万5,000円ほど財源として補正を計上しております。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

次に、議案第53号の説明に移ります。

議案第53号平成29年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、6ページをお開きください。

2、歳出。

3款事業費1項下水道整備費1目下水道建設費15節工事請負費346万9,000円です。污水管渠新設です。資料ナンバー12に位置図をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。今回、この污水管渠の新設は元町であります。本管が27メートル、公共ます2カ所の設置で346万9,000円となります。

以上で、歳出を終わりました。歳入5ページに移ります。

1、歳入。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、財政対策分で6万9,000円の補正。

6款町債1項町債1目下水道事業債、特定環境保全公共下水道事業340万円です。

以上で歳入終わりました。4ページをお開きください。

前のページ、4ページになります。

第2表地方債補正です。

変更ということで、起債の目的、過疎対策事業、下水道事業で、特定環境保全公共下水道事業です。補正前限度額がそれぞれ1,860万円です。補正後は2,030万円ということで、過疎対策事業2,030万円、下水道事業も2,030万円ということで、それぞれ170万円の増の限度額の改正ということになります。合わせて340万円の追加の補正となります。

補正前、補正後の利率については、ここに記載のとおりであります。

以上で、議案第53号の説明を終わりました。次、議案第54号の説明に移ります。

議案第54号平成29年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

資料ナンバー13に今回の補正67万円に係る歳入歳出の資料をつけておりますので、

後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、事項別明細書、歳出、6ページをお開きください。

2、歳出です。

3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費2目介護予防ケアマネジメント事業費13節委託料36万1,000円。総合事業委託料ですが、これは当初3名を見ておりまして15万8,000円でしたが、10名51万9,000円の見込みということで、7名分の増、36万1,000円の補正となります。

それから、同じく3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費13節委託料30万9,000円、介護予防サービス計画作成料ですが、これも当初9名で48万円を見ておりました。15名78万9,000円が見込まれるということで、6名増分の30万9,000円の補正となります。

以上で、歳出を終わりにして、歳入の4ページをお開きください。

1、歳入。

2款国庫支出金2項国庫補助金1目調整交付金1節調整交付金1万8,000円の補正。

2目地域支援事業交付金、現年度分、介護予防・日常生活支援総合事業分7万2,000円の補正。

3款道支出金2項道補助金1目地域支援事業交付金、現年度分、介護予防・日常生活支援総合事業分4万5,000円。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金2目地域支援事業支援交付金、現年度分、地域支援事業支援交付金で10万1,000円の補正となります。

次のページになります。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業分12万5,000円です。

8款諸収入3項雑入4目雑入1節雑入、介護扶助審査判定業務費30万9,000円の補正。

以上で、議案第51号から議案第54号までの説明を終わります。

以後、御質問によってお答えをしたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時08分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第51号平成29年度陸別町一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は7ページからを参照してください。

初めに、2款総務費、7ページから9ページ上段まで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 次に、3款民生費、9ページ上段から、4款衛生費12ページ上段まで。

6番渡辺議員。

○6番(渡辺三義君) 10ページの歳出、3款民生費2目老人福祉費の15節工事請負費502万8,000円、この件について、工期はいつごろまでにでき上がるのか、また開設のめど、これについてわかればお伺いいたします。

○議長(宮川 寛君) 高橋建設課長。

○建設課長(高橋 豊君) 15節の設備改修工事でございますが、今月末に入札を行いまして8月20日を工期として予定しているところでございます。

以上です。

○議長(宮川 寛君) 6番渡辺議員。

○6番(渡辺三義君) そうしたら、とりあえずは工期は8月20日をめどにしてやるということで、その引き渡し後、そのまま開設に入るといような考えでよろしいですか。

○議長(宮川 寛君) 高橋建設課長。

○建設課長(高橋 豊君) 工期を8月20日、当然、工期というか工事が早く終わればそれ以前に、保健福祉センターに引き継ぎをしまして、それから開設ということになると思います。

以上です。

○議長(宮川 寛君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に6款農林水産業費、12ページ上段から9款消防費14ページまで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に10款教育費、15ページから16ページまで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 次に、歳出全般について行います。

ただし、款を区切って質疑が終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 以上で、歳出の質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、4ページから6ページを参照してください。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（宮川 寛君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第51号平成29年度陸別町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第52号平成29年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

4番本田議員。

○4番（本田 学君） 歳出、先ほどの説明で3月31日に一人退職で、二人採用ということでの補正ということですが、情報の共有という部分もありますが、実際看護師不足の中でいろいろ努力されてこういうふうな流れになっていると思うのですけれども、現在、これで一人ふえたことにはなると思うのですが、率直に足りているのか足りていないのかということもありますが、現在の状況という部分で御説明いただきたいなと思います。

○議長（宮川 寛君） 丹野診療所事務長。

○診療所事務長（丹野景広君） ただいまの質問、結果的に1増ということで、現在不足しているのか足りているのかということでもありますけれども、基本的に現在の業務、今まで行ってきた業務を行うには、充足したというふうに考えております。ただ、一人ふやしていただいたと、ふえたということもありますが、充足しただけでは、そういう問題ではないだろうということで、訪問看護の部分、訪問診療の部分について、件数をふやしていかうということで内部調整中です。

その他の部分につきましては、これから内部で調整をしながらやっていきたいとは考えていますが、何分7月1日採用の予定でございますので、すぐにどうこうということとは考えておりますが、できる限り早く、目に見える形で町民に還元していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑は終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第52号平成29年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第53号平成29年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページを参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に第2条地方債の補正について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑は終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第53号平成29年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第54号平成29年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで、質疑は終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第54号平成29年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(宮川 寛君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時18分